

ご加入者の皆様へ

必ずお読みください

2021年12月
東京海上日動火災保険株式会社

制度改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2022年3月31日始期契約より、次のとおり補償内容等の制度改定を行います。なお、保険料等が変更となる場合がございますので、保険料等につきましては、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒、宜しくお願い申し上げます。

敬具

〔新たな補償関連の改定〕

補償	改定項目	概 要
傷害補償	感染症補償特約の販売	傷害補償にて、新たに感染症補償特約を販売し、傷害補償の全タイプに感染症補償特約を付帯します。
個人賠償責任補償	弁護士費用補償の販売	個人賠償責任補償にて、新たに弁護士費用補償を販売し、個人賠償責任補償に弁護士費用補償を付帯します。
個人賠償責任補償	「痴漢被害・冤罪ヘルプコール」の提供開始	痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、対応方法等について弁護士に電話相談いただける「痴漢被害・冤罪ヘルプコール」を新設します。 ※本サービスは「弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）」にご加入いただいた場合のみ利用可能です。
携行品損害補償、ホールインワン・アルパトロス費用補償	新規の補償販売	新たに、携行品損害補償、ホールインワン・アルパトロス費用補償を発売します。

[主な改定点]

補償	改定項目	概 要
所得補償（一年休業補償）	保険料割引率の改定	保険料割引率が44%から30%に改定となります（保険料が変更となります。）。 【改定前】団体割引（1-30%）×過去の損害率による割引（1-20%）＝0.56→44%割引 【改定後】団体割引（1-30%）×過去の損害率による割引（0%）＝0.7→30%割引
がん補償	「がん再発転移補償特約」の 全件付帯	所定の治療を受けたがんが再発または転移した場合に、治癒・寛解の有無や再発・転移までの経過期間に関わらず保険金をお支払いする「がん再発転移補償特約」をがん補償の全タイプに付帯します。 更新前に、同特約が付帯されていないタイプにご加入の方も、更新後は同特約が付帯された同等プランでの更新（告知はいりません）となります。
がん補償・医療補償・ 介護補償・傷害補償・ 個人賠償責任補償	がん補償・医療補償・介護補償・ 傷害補償・個人賠償責任補償 保険料割引率の改定	保険料割引率が30%から40.5%に改定になります（保険料が変更となります。）。 【改定前】団体割引（1-30%）×過去の損害率による割引（0%）＝0.7→30%割引 【改定後】団体割引（1-30%）×過去の損害率による割引（1-15%）＝0.595→40.5%割引
医療補償	医療補償の一括告知による 加入方法の導入	医療補償において従業員10名以上を一括して加入する場合に企業の代表者による一括告知が可能となります。
所得補償（一年休業補償）・ 団体長期障害所得補償 （長期休業補償）・医療補償	所得補償（一年休業補償）・ 団体長期障害所得補償 （長期休業補償）・医療補償 における健康状態告知書の 改定（引受条件の緩和）	健康状態告知書を大幅に簡素化するとともに、引受条件を緩和します。それに伴い、「特定疾病等不担保特約」を新規でセッとする引受けを廃止します。 ※既に「特定疾病等不担保特約」をセッしているご契約については、引き続き「特定疾病等不担保特約」がセッされます。
医療補償・がん補償	医療補償・がん補償における 加入可能年齢の引上げ	保険の対象となる方ご本人の加入可能な上限年齢を「満70歳」から「満89歳」に引き上げます。
個人賠償責任補償	個人賠償責任補償特約の 保険料の改定	直近の保険金のお支払状況等を踏まえて、個人賠償責任補償特約の保険料を改定します。
所得補償（一年休業補償）	所得補償における 「家事従事者特約」の 保険金額の上限拡大	自動車損害賠償責任保険の支払基準が改定されたことに伴い、従来171,000円としていた保険の対象となる方1名あたりの保険金額の上限を183,000円に引き上げます。

このご案内は、2022年3月31日以降始期の改定概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

この保険は、日本商工会議所を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本商工会議所が有します。[ナイスパートナー]は、本制度のベツネームです。

【ご注意】現在ご加入の方につきましては、申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

商工会議所名

- ・ お問い合わせ先
- ・ [取扱代理店／引受保険会社]

[illegible]

E14-85040(6)改定202112
2021年12月作成 21-T04171

商工会議所
会員の皆様へ

2022年3月31日
以降始期版

商工会議所の団体総合生活保険

ナイスパートナー

がん補償、医療補償、傷害補償、個人賠償責任補償、団体長期障害所得補償、所得補償、介護補償、
携行品損害補償、ホールインワン・アルバトロス補償

働くすべての人と、そのご家族を守ります。



保険の対象となる方は、商工会議所会員および商工会議所会員である事務所に勤務されている方本人およびそのご家族に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。本人が団体の構成員でなくなった場合にはご加入いただけません。その際は、取扱代理店までご連絡ください。詳細についてはP.16「ご加入内容に関する大切なお知らせ」をご確認ください。

日本商工会議所

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

信頼の商工会議所の制度、だから安心。

働くすべての人と、そのご家族を守ります。

商工会議所会員企業 **限定**
経営者・従業員とご家族

ナイスパートナーは商工会議所会員限定の団体保険制度。

全国115万の会員がいる商工会議所のスケールメリットを生かした「団体割引」と東京海上日動の「最先端の補償」で従業員とご家族の皆様に「安心」をお届けします。

特長.1

商工会議所の**団体割引等**が使えます。(最大**40.5%**)

特長.2

配偶者や**ご家族**の方まで加入が**可能**です。

特長.3

8つの幅広い補償から、必要な補償を**選んで**あなただけのプランで加入できます。

特長.4

ご加入時の医師の診査は不要。**簡単な告知**で加入ができます。

特長.5

Web募集もご用意^{*}。いつでも・どこでもお気軽に加入ができます。

*Webで加入する場合は、「Web加入専用パンフレット」をご確認ください

こんな人におすすめです

ナイスパートナーは、こんな人のための保険です。

充実した補償をラインアップ。そして団体割引で割安！簡単な告知で加入が可能。

1年更新のためライフステージに合わせて必要な時に必要な補償にご加入いただけます。

あなたにぴったりの保険が見つかります。

こんなお悩みにお応えします



保険に入らないのは不安だけど、できるだけ安く抑えたい

商工会議所の団体割引で割安な保険料を実現



すでに加入している保険でカバーしきれないリスクに備えたい。

ライフステージに合わせて必要な補償をラインアップ。ご自身で選ぶことができます。



保険に入りたいけど時間が合わない

全国の東京海上日動の代理店またはWEBでの加入もOK



健康に不安があるけど加入できる？

医師の診査は不要で告知もカンタン！

充実の補償ラインアップ

人生100年時代の安心のために必要な補償

がん補償・医療補償・傷害補償・個人賠償責任補償・介護補償は今年度から割引率が拡大し、さらにご加入しやすくなりました。

がん補償

がんは入院せずに通院治療を選択する時代。治療と仕事の両立を支える補償です。

P.5-P.6



40.5% OFF!

特長

- 1 がんが診断が確定されたときに一時金を補償。さらにがんが再発・転移した場合に同額の一時金を補償
- 2 三大治療にかかるがん通院日数分について無制限に補償
- 3 高額な先進医療、抗がん剤治療、患者申出療養制度など最新のがん治療にも対応

医療補償

入院や手術のリスクは誰にでも起こり得ます。病気による入院や手術を補償する「医療補償」があると安心です。

P.7-P.8



40.5% OFF!

特長

- 1 病気による入院・手術の費用を補償
- 2 先進医療を最大500万円補償
- 3 三大疾病になったとき(がんが診断確定、急性心筋梗塞・脳卒中で入院した場合等)一時金を補償(オプション)

傷害補償・個人賠償責任補償

加害事故、被害事故 どちらも大きなリスクとなります

P.9-P.10



40.5% OFF!

特長

- 1 ケガ・特定感染症(新型コロナウイルス^{*})による入院・通院の費用を補償
- 2 他人をケガさせてしまった、他人のものをこわしてしまっ時の賠償を最大1億円補償
- 3 日常生活のトラブルによる弁護士相談費用を最大300万円補償

休業補償

働けなくなるリスク その時の給与、どうしますか？

P.11-P.12



30% OFF!
一年休業補償
36% OFF!
長期休業補償

特長

- 1 病気・ケガ・メンタルヘルスによって働けなくなった場合の収入の減少を補償
- 2 休業補償の補償月額額は1口1万円単位で、収入に応じて設計可能
- 3 休業補償期間は、1年、3年、定年まで(60歳、65歳、70歳)など、選択可能

介護補償

要介護状態になった場合に備える補償です。

P.13



40.5% OFF!

特長

- 1 要介護状態になった際の一時金を補償
- 2 会員事業所にお勤めの本人・配偶者およびその両親が加入可能
- 3 介護アシスト(付帯サービス)で、電話介護相談も可能

携行品損害補償

外出時の携行品の破損や盗難に備え、あなたの財産を守る補償です。

P.14



40.5% OFF!

特長

- 1 外出時、携行品の破損や盗難などを補償
- 2 海外旅行中にハンドバッグをひったくられた等お荷物物の盗難も補償
- 3 誤ってカメラを落とした等の破損やスポーツ用品の破損も対象

ホールインワン・アルバトロス補償

ホールインワンやアルバトロスを達成した際に、達成のお祝い費用を補償します。

P.14



40.5% OFF!

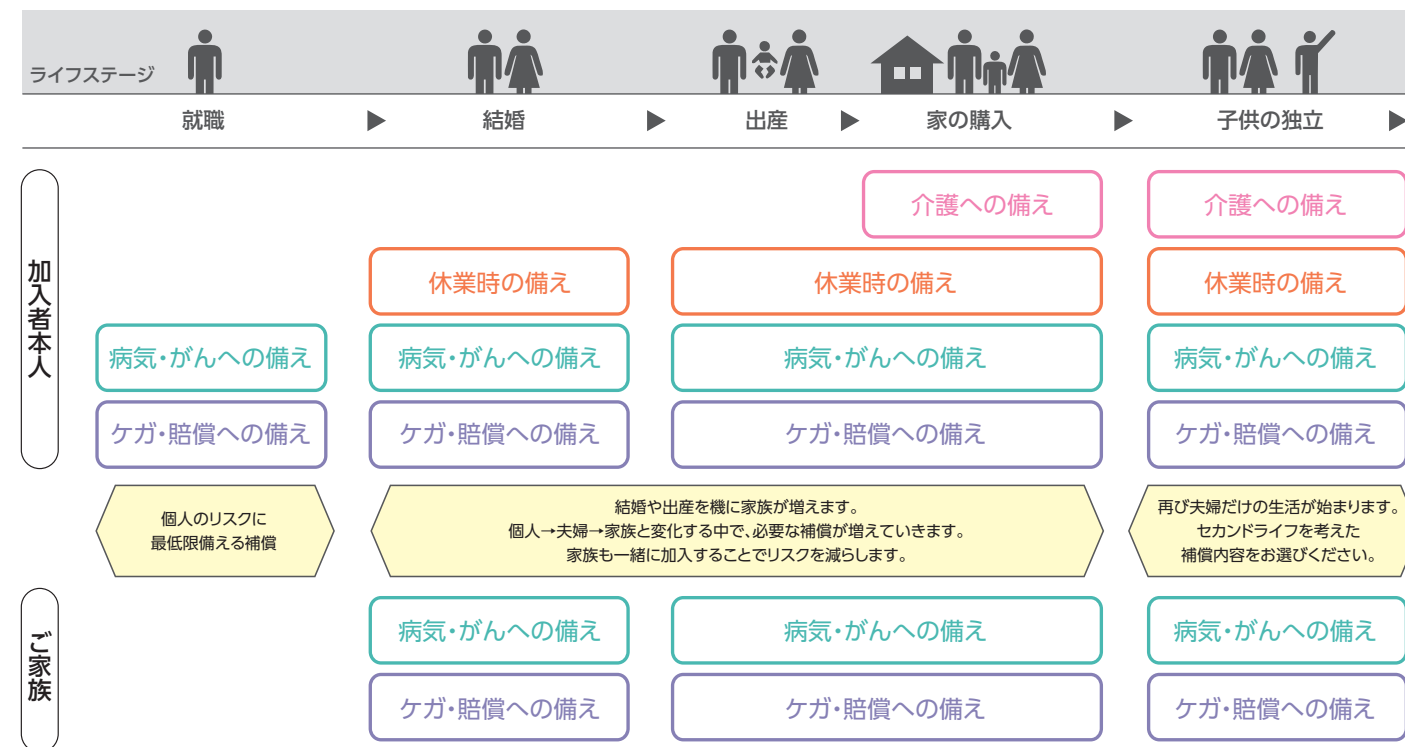
特長

- 1 ホールインワンやアルバトロスを達成した際に、達成の「お祝い」を補償
- 2 傷害補償(ご自身のケガ)+個人賠償責任補償(他人への賠償)+携行品損害補償(ゴルフ用品等の盗難・破損)もセットで加入することでゴルフ中のリスクをまとめて補償

*2021年12月13日現在、新型コロナウイルス感染症(※1)は感染症法(※2)第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。(※1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。)(※2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律をいいます。

必要な補償に加入できます

ライフイベントやライフステージに合わせて、必要な補償だけ選んで加入できます。



組み合わせ例

必要な補償を選べて、しかも割安な保険料

モデルケース 1 20代

【保険料例】 月々 **1,160円**

(20代前半の方ががん補償C4、医療補償M2、傷害補償I1+個人賠償責任補償P1加入)

がん・医療・ケガ・日常賠償に備えるベーシックカバー



モデルケース 2 30代~40代

【保険料例】 月々 **3,330円**

(30代前半の方ががん補償C6、医療補償M4、傷害補償I1+個人賠償責任補償P1、長期休業補償G120口加入)

ベーシックなカバーに加えて、万が一の所得の減少の補償を追加



モデルケース 3 50代

【保険料例】 月々 **4,550円**

(50代前半の方ががん補償C6、医療補償M4、傷害補償I1+個人賠償責任補償P1、介護補償K3加入)

ベーシックなカバーに加えて、介護への備えを追加



カンタンなご加入手続き

カンタンにご加入手続きが可能です。

STEP 1

パンフレットからプランの決定



STEP 2

告知事項に回答し、加入依頼書にご署名



STEP 3

保険料払込は口座振替



ご加入者への特典

充実の付帯サービスでさらなる安心を

メディカルアシスト

医療に関する「ちょっとした相談」から「緊急時の相談」まで、**24時間365日**、いつでも承ります。

思わぬケガや突然の病気、どうすればいい?



緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、24時間対応します。

旅先や出張でのケガや病気、医療機関を知りたい。



医療機関案内

夜間、休日対応の救急病院や、最寄りの医療機関等をご案内します。

持病や病気の治療に関して専門医の意見を聞きたい。



予約制専門医相談

さまざまな分野の専門医が、電話相談をお受けします。

旅先での入院。自宅近くの病院に転院したい。



転院・患者移送手配

転院されるときのお手続きに関して、手配の一切を承ります。*1

がんと診断されてしまって不安。誰かに相談したい。



がん専用相談窓口

経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

お客様専用コールセンターに看護師および救急科専門医が常駐

お客様の症状に応じて医療機関等を全国53万件のデータベースからご案内

30以上の診療分野ごとに専門医への相談が可能

さらに詳しい内容をWebサイトでチェック!

ご相談、ご利用手順、Q&Aなども掲載しています。
【パソコン・スマートフォン共通】
<https://anshin-ma.jp>



受付時間*2 **24時間365日**
0120-708-110

*1 実際の転院移送費用はお客様にご負担いただきます。 *2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は24時間365日)

詳しくはP.15をご参照ください。



がん補償

加入対象者 本人 配偶者 子供 両親 親族
※詳細はP28をご確認ください。

40.5% OFF!
※ 団体割引: 30% 損害率による割引: 15%

特長

- 1 がんと診断が確定されたときに一時金を補償。さらにがんが再発・転移した場合に同額の一時金を補償
- 2 三大治療にかかるがん通院日数分について無制限に補償
- 3 高額な先進医療、抗がん剤治療、患者申出療養制度など最新のがん治療にも対応

約2人に1人ががんになる時代。がんの治療法は年々進化しています。
最新の治療方法に対応した「がん補償」があると安心です。

Data.01 がんへの備えが必要な時代です。

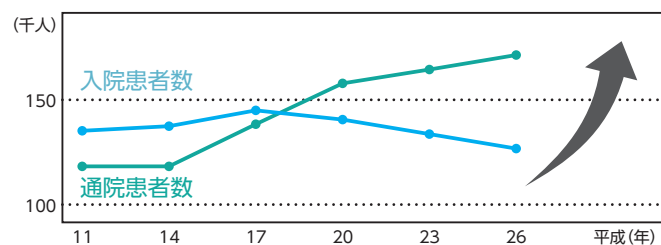
一生涯のうち
「がん」になるリスク (推計値)

一生涯のうち、男性の約62%、
女性の約47%はがんになると
言われています。

[出典]公益財団法人がん研究振興財団「がん統計'18」

約2人に1人

Data.02 入院せずに治療を行うケースの増加



[出典]厚生労働省「平成26年 患者調査疾病分類別にみた施設の種類の推計
入院・外来患者数推移平成11年～23年」

Data.04 先進医療、抗がん剤治療の金額

陽子線治療 約271万円

重粒子線治療 約313万円

[出典]厚生労働省「第71回先進医療会議資料 平成30年度(平成29年7月1日～平成30年6月30日)実績報告」

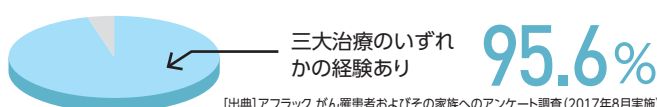
分子標的薬を利用した
場合の自己負担額例 年間 約64万円

高額医療費(70歳未満の年収約370～約770万円の場合・毎月の総医療費は267,000円以下)の自己負担額を
1年間負担した場合 80,100円×3か月+44,400円×9か月=639,900円

Data.03 がん治療は三大治療の組み合わせが主流

「手術」「放射線治療」「薬物療法(抗がん剤治療)」を三大治療といいます。

手術 放射線治療 薬物療法(抗がん剤治療)



[出典]アフラック「がん罹患者およびその家族へのアンケート調査(2017年8月実施)」

がん治療経験者のうち、抗がん剤・
ホルモン剤治療を受けた人の割合 45.7%

Data.05 患者申出療養制度に対応

「未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用したい」という、困難な病気と戦う患者の要望に応えるため患者申出を起点とする仕組みとして2016年4月から創設されたものです。患者申出療養の治療費は健康保険適用外となるため、全額自己負担となります。がん患者申出療養特約なら、保険外併用療養となる患者申出療養の自己負担部分についても保険でカバーできます。

[ご参考]患者申出療養の対象となることが予想される抗がん剤

一般名	1か月あたりの薬剤費(円)
アテゾリズマブ	834,089
カボザンチニブ	2,203,849

[出典]国立がん研究センター「国内で薬事法上未承認・通院外である医薬品・適応のリスト」
(2019/3/26改訂版) (一部抜粋)

保険料

ペットネーム	がん補償(UNIT4)		
補償の種類(種目)	がん補償[本人型]		
加入タイプ	C3	C5	C7
がん診断保険金額	100万円		200万円
がん再発転移保険金額	NEW 100万円		NEW 200万円
がん入院保険金日額(1日あたり)	2,500円	5,000円	10,000円
がん手術保険金額(手術の種類により)	2.5万円、5万円、10万円	5万円、10万円、20万円	10万円、20万円、40万円
がん通院保険金日額(1日あたり)	1,500円	2,500円	5,000円
抗がん剤治療保険金額(1か月あたり)	5万円		10万円
がん患者申出療養保険金額(保険期間通算)	3,000万円		
がん先進医療保険金額	500万円		
満年齢(2022年3月31日時点)	月払保険料(円)		
5～9歳	190	190	330
10～14歳	250	250	440
15～19歳	210	210	360
20～24歳	180	190	310
25～29歳	270	300	550
30～34歳	440	480	930
35～39歳	690	780	1,500
40～44歳	1,070	1,180	2,350
45～49歳	1,560	1,740	3,420
50～54歳	2,370	2,600	5,150
55～59歳	3,620	3,950	7,840
60～64歳	5,280	5,790	11,520
65～69歳	7,090	7,790	15,570
70～74歳	9,060	9,960	19,890
75～79歳	10,840	11,850	23,650
80～84歳	12,180	13,310	26,560
85～89歳	12,790	13,980	27,890

がん先進医療特約を外したタイプもご選択いただけます。その場合、各コース30円引きとなります。タイプコードは以下のとおりです。
C3→C4(先進医療なし) C5→C6(先進医療なし) C7→C8(先進医療なし) がん生活支援特約を付帯する場合、各タイプの後に「1」を加えたタイプとなります。⇒C31、C41、C51、C61、C71、C81
●がん補償の「がん先進医療特約」と医療補償の「総合先進医療特約」は同時にご加入いただくことはできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。
※団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

■お支払い例等

C5タイプに加入の従業員Aさん

がん診断の結果、胃がんと診断された。10日間入院後、抗がん剤治療を毎月1回1年間にわたって実施。通院治療(通院日数は30日/年)を続けながら仕事と治療の両立を続けた。

※上記は引受保険会社が作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。

お支払い額は・・・

がん診断保険金 — 100万円
+がん入院保険金 — 10日×5,000円=50,000円
+がん通院保険金 — 2,500円×30日=75,000円
+抗がん剤治療保険金 — 12か月×5万円=60万円

お支払総額
172.5万円

保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



医療補償

加入対象者

※詳細はP28をご覧ください。



40.5% OFF!

※ 団体割引: 30% 損害率による割引: 15%

特長

- 1 病気による入院・手術の費用を補償
- 2 先進医療を最大500万円補償
- 3 三大疾病になったとき(がんと診断確定、急性心筋梗塞・脳卒中で入院した場合等)一時金を補償(オプション)

保険料

ペットネーム	医療補償 (UNIT5)		
補償の種類(種目)	医療補償[本人型]		
加入タイプ	M2	M4	M6
疾病入院保険金日額(1日あたり)*1	2,500円	5,000円	10,000円
退院後通院保険金日額(1日あたり)	1,500円	2,500円	5,000円
疾病手術保険金額	重大手術*2 重大手術以外で入院中の手術 重大手術以外で入院中以外の手術		
放射線治療保険金額	2.5万円	5万円	10万円
総合先進医療基本保険金額	500万円	500万円	500万円
総合先進医療一時金額	10万円	10万円	10万円
満年齢(2022年3月31日時点)	月払保険料(円)		
5～9歳	180	310	570
10～14歳	170	290	530
15～19歳	190	330	600
20～24歳	260	460	860
25～29歳	270	490	940
30～34歳	290	530	990
35～39歳	310	560	1,080
40～44歳	350	630	1,220
45～49歳	450	830	1,630
50～54歳	580	1,100	2,150
55～59歳	820	1,560	3,060
60～64歳	1,170	2,250	4,450
65～69歳	1,630	3,110	6,160
70～74歳	2,330	4,440	8,840
75～79歳	2,970	5,670	11,300
80～84歳	3,570	6,860	13,680
85～89歳	3,660	7,040	14,040

総合先進医療特約を外したタイプもご選択いただけます。その場合、各コース50円引きとなります。タイプコードは以下のとおりです。
M2→M3(先進医療なし) M4→M5(先進医療なし) M6→M7(先進医療なし)
三大疾病・重度傷害一時金特約を付帯する場合、各タイプの後に「1」を加えたタイプとなります。⇒M21、M31、M41、M51、M61、M71
●医療補償の「総合先進医療特約」とがん補償の「がん先進医療特約」は同時にご加入いただくことはできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*3によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

*1 病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。1回の入院について、120日を限度とします。

*2 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

*3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

■お支払い例等

M6タイプに加入の従業員Aさん

自宅に帰宅後、胸痛を感じ救急外来へ。急性心筋梗塞と診断され、そのまま治療のため24日間入院した。

お支払い額は・・・

入院 24日×10,000円=240,000円 お支払総額 24.0万円

※上記は引受保険会社が作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。

（保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。）

入院や手術を補償する「医療補償」があると安心です。

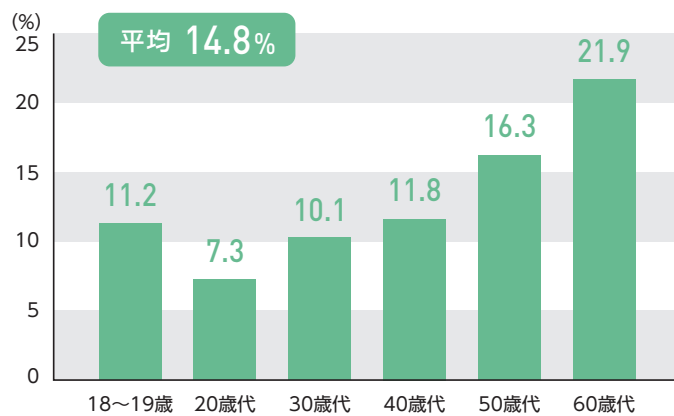
Data.01

約7人に1人が入院の経験あり

30歳代でも約**10人に1人**が、60歳代になると約**5人に1人**が、過去5年間に入院したことがあると答えています。

過去5年間に入院した経験のある人の割合

【出典】(公財)生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」



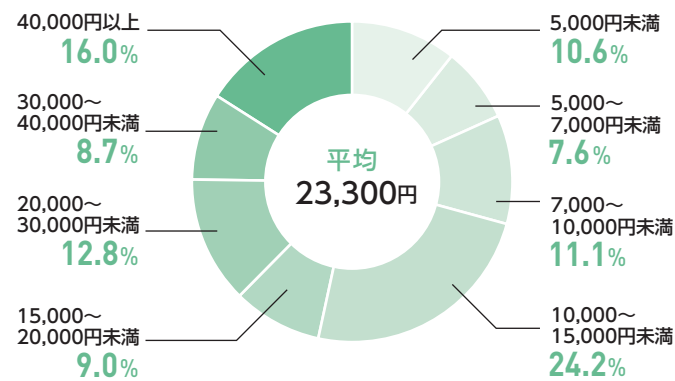
Data.02

入院すると思わぬ出費が!

入院時の1日あたりの自己負担費用は**1～1.5万円**が多い!

入院時1日あたりの自己負担費用

集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人
(高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む))



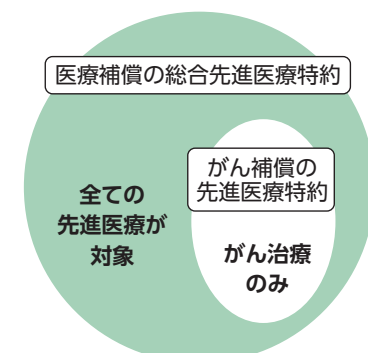
※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含みます。)や衣類、日用品費等を含みます。
※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。
【出典】(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

Data.04

総合先進医療特約について

高額になる先進医療に幅広く備えられる
医療補償の総合先進医療特約

特約のイメージ



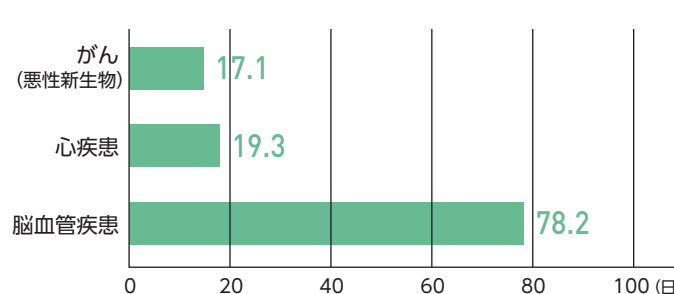
※対象となる先進医療は後記「補償の概要等」をご確認ください

Data.03

三大疾病への備え

日本人の死因のうち約**4割***が**三大疾病**
(がん(悪性新生物)・心疾患(急性心筋梗塞)・脳血管疾患(脳卒中))
入院日数も長く、さらに**手厚い備え**が必要です。

傷病別の退院患者平均在院日数



【出典】「平成29年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成
※厚生労働省「平成30年(2018年)人口動態統計月報年系(概数)の概況」より

先進医療の技術料は
全額自己負担

先進医療とは、厚生労働大臣が承認した先進性の高い医療技術のことで、医療技術ごとに適応症(対象となる病気・ケガ・それらの症状)および実施する保険医療機関(高度な技術を持つ医療スタッフと施設設備を持つ大学病院など)が特定されています。「先進医療にかかる技術料」は公的医療保険制度の対象とならないため全額自己負担となり、高額となる場合があります。



傷害補償

加入対象者

※詳細はP28をご確認ください。

本人 配偶者 子供 両親 親族

40.5% OFF!

割引率UP!

※ 団体割引: 30% 損害率による割引: 15% 損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

国内外を問わず、日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

入院・手術

通院

日常のケガのリスク

ジョギング中のケガ

ゴルフ中のケガ

旅行中のケガ

交通事故のケガ



特定感染症危険補償特約セット NEW

特定感染症（新型コロナウイルス^{*}）にも対応）を発病した場合に、入院・通院の各保険金をお支払いします

天災危険も補償

ここ近年多発する大規模地震災害をうけて、一般的な傷害補償ではカバーされない「地震・噴火等によるケガ」も補償の対象としています。

⚠️ ご注意 病気を原因とするご請求は対象となりません。 **ご病気の補償をご希望の場合は「医療補償」もセットでお申し込みください。**

※2021年12月13日現在、新型コロナウイルス感染症（※1）は感染症法（※2）第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。（※1）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。（※2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律をいいます。



個人賠償責任補償

加入対象者

※詳細はP28をご確認ください。

本人 配偶者 子供 両親 親族

40.5% OFF!

割引率UP!

※ 団体割引: 30% 損害率による割引: 15%

国内外において、日常生活上の偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）^{*1}を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含まれません。
※ 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



日常の賠償のリスク

自転車で行中、誤って走行者に衝突。他人にケガをさせてしまった。

打ったゴルフボールが、相手に当たり、ケガをおわせてしまった。

買い物に行って、誤って商品をこわしてしまった。

アパートで風呂場の水があふれて、階下の部屋を汚した。

※同じスポーツをしている者同士の事故、自然災害を起因とする事故など、法律上の賠償責任が発生しないケースがあります。また自転車事故の場合、過失相殺が適用される場合もあります。

Data.01 自転車事故による思わぬ損害賠償の実例

自転車事故による思わぬ損害賠償の実例	
賠償額*	事故の概要
9,800万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で行中、歩道と区別のない道路において走行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

*賠償額は、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（上記金額は概算額）。【出典】一般社団法人 日本損害保険協会ホームページより

最近利用する方が増加傾向にある自転車による事故も多く発生しています。自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

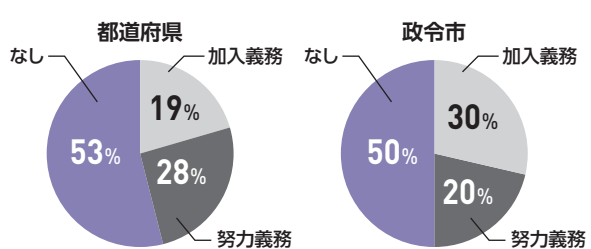
Data.02 自転車保険への加入を義務化する自治体が増加しています。

条例制定の状況

条例の種類	都道府県	政令市
加入義務	埼玉県、神奈川県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鹿児島県	仙台市、さいたま市、相模原市、名古屋市、京都市、堺市
努力義務	北海道、群馬県、千葉県、東京都、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県	千葉市、静岡市、北九州市、福岡市

（国土交通省「条例により自転車利用者に対して損害賠償責任保険の加入を義務づけている都道府県及び政令市（平成31年3月31日時点）」から作成）

条例化の割合



特長

1 ケガ・特定感染症（新型コロナウイルス）による入院・通院の費用を補償

2 他人をケガさせてしまった、他人のものをこわしてしまった時の賠償を最大1億円補償

3 日常生活のトラブルによる弁護士相談費用を最大300万円補償 NEW

さまざまなケガに対応した「**傷害補償**」、
自転車事故などの賠償に備えた「**個人賠償責任補償**」、
被害事故に備えた「**弁護士費用補償**」があると安心です。

保険料 ●**傷害補償、個人賠償責任補償はセットで加入となります。**

ペットネーム		傷害補償 (UNIT6)			個人賠償責任補償 (UNIT7)	
補償の種類 (種目)		傷害補償 [本人型]			個人賠償責任補償 [家族型]	
加入タイプ		I1	I2	I3	P1	
入院保険金日額 ^{*1} (1日あたり)		2,500円	5,000円	10,000円	保険金額 (着手金・報酬金等) 法律相談費用・ 弁護士費用 NEW	国内外ともに 1億円 1つの原因事故・ 被保険者1名あたり 300万円
通院保険金日額 ^{*2} (1日あたり)		1,500円	3,500円	5,000円		
月払保険料		500円	1,110円	1,770円	月払保険料	250円

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。事故の日から180日以内に受けた手術に限り、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*2 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

NEW 個人賠償責任補償には弁護士費用補償が付帯しています。

弁護士費用等
(人格権侵害等)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢^{*1}・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ^{*2}等により精神的苦痛を被った場合^{*3}に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。



*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。 *2 職場でのいじめ・嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
*3 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合にかぎります。

■ お支払い例等

I2タイプに加入の従業員Aさん

自宅の階段から誤って転落して、右下腿骨を骨折した。7日間入院した後、治療のため24日間通院した。

お支払い額は・・・
入院 **7日×5,000円**
+通院 **24日×3,500円**
=**119,000円**
お支払総額 **119,000円**

P1タイプ個人賠償責任補償に加入の従業員Bさん

従業員Bさんの子どもが、塾の帰り道に自転車で誤って歩行者にぶつかりケガをさせてしまった。後日、治療費と所持品の弁償費用として高額な慰謝料を請求された。

お支払い額は・・・
損害賠償金
(治療費+慰謝料+訴訟費用) お支払総額 **900万円**

※上記は引受保険会社で作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。

（保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。）



一年休業補償・ 長期休業補償

一年休業
補償 **30% OFF!**

加入対象者
一年休業補償
※詳細はP28を
ご確認ください。



長期休業
補償 約 **36% OFF!**

加入対象者
長期休業補償
※詳細はP28を
ご確認ください。



※ 団体割引:30% 経験損害率による保険料修正率:9% 経験損害率による保険料修正率は、天災危険補償特約には適用されません。

特長

- 1 病気・ケガ・メンタルヘルスによって働けなくなった場合の収入の減少を補償
- 2 休業補償の補償月額1口1万円単位で、収入に応じて設計可能
- 3 休業補償期間は、1年、3年、定年まで(60歳、65歳、70歳)など、選択可能

保険料

ペットネーム	長期休業補償 (UNIT2)											
補償の種類(種目)	団体長期障害所得補償[本人型]											
てん補期間*1	3年		60歳満了(55歳～59歳は5年間)				65歳満了(60歳～64歳は5年間)				70歳満了(65歳～69歳は5年間)	
免責期間	90日		90日		365日		90日		365日		90日	
性別・ 加入タイプ	男性(G5)	女性(G5)	男性(G1)	女性(G1)	男性(G2)	女性(G2)	男性(G6)	女性(G6)	男性(G7)	女性(G7)	男性(G3)	女性(G3)
1口=補償月額(保険金額) 1万円あたり(家事従事者は対象外)												
満年齢 (2022年3月31日時点)	上段 月払保険料 / 下段(オプション) 治療と仕事の両立支援特約月払保険料(円)											
15～24歳	20 +0	10 +0	80 +0	50 +0	50 +0	40 +0	80 +0	50 +0	50 +10	40 +0	80 +0	50 +0
25～29歳	20 +0	20 +0	80 +0	60 +0	60 +0	50 +0	80 +0	60 +10	60 +0	50 +0	80 +0	70 +0
30～34歳	30 +0	20 +10	80 +10	80 +10	60 +0	60 +10	90 +0	90 +10	60 +10	70 +10	90 +0	70 +10
35～39歳	30 +0	40 +0	100 +10	120 +30	70 +10	90 +20	110 +10	130 +30	80 +0	100 +20	120 +0	140 +30
40～44歳	50 +10	60 +10	150 +10	190 +40	100 +20	140 +30	160 +20	210 +60	120 +10	160 +40	180 +20	230 +60
45～49歳	80 +10	90 +30	200 +30	250 +60	140 +20	180 +40	240 +40	310 +70	170 +30	230 +50	270 +50	360 +80
50～54歳	130 +10	140 +30	230 +30	270 +50	160 +20	190 +30	330 +50	400 +70	250 +30	300 +50	410 +50	500 +80
55～59歳*2	210 +30	220 +30	320 +40	340 +30	250 +30	260 +30	400 +60	430 +40	280 +40	300 +30	590 +80	640 +70
60～64歳*2	390 +40	360 +20					590 +70	550 +40	430 +50	410 +30	750 +90	710 +50
65～69歳*2	600 +70	510 +20									930 +100	800 +20

ペットネーム	一年休業補償 (UNIT1)			
補償の種類(種目)	所得補償[本人型]			
てん補期間*1	1年間			
免責期間	7日間			
加入タイプ	S1		S2	
職種タイプ (基本級別)	1級	2級	3級	家事従事者
1口=補償月額(保険金額) 1万円あたり				
満年齢*2 (2022年3月31日時点)	月払保険料(円)			
15～19歳	40	50	60	30
20～24歳	60	70	80	40
25～29歳	70	80	90	40
30～34歳	90	100	110	50
35～39歳	110	120	140	70
40～44歳	130	150	180	80
45～49歳	160	180	210	100
50～54歳	180	210	250	120
55～59歳	190	220	260	120
60～64歳	200	230	270	130

※長期休業補償には、認知症・メンタル疾患補償特約(てん補期間*1:2年)、天災危険補償特約が付帯されています。一年休業補償には、精神障害補償特約、天災危険補償特約が付帯されています。また、S2タイプには、家事従事者特約が付帯されています。なお、家事従事者としてご加入できるのは、日常、家事に従事される方(炊事、掃除、洗濯および育児等に従事される方)で、かつ、職業に就かれている場合は、その職業が基本級別1級(一般事務従事者等)である方に限ります(家事従事者特約がセットされ、入会時のみの補償となります)。

※一年休業補償の職種タイプ1～3級については詳細は、取扱代理店にお問い合わせください。

※高所作業者、鋼鉄業、爆発物取扱作業等の方および上表にない年齢区分の方の一年休業補償保険料は、上表とは別になりますので、取扱代理店にお問い合わせください。

※更新に際し、または保険期間(保険のご契約期間)の中途において、被保険者の平均月間所得額が加入時の額より減少した場合には、取扱代理店または東京海上日動火災保険(株)にご連絡のうえ、補償月額(保険金額)の見直しについてご相談ください。

※最大90日までの設定が可能です。100口以上の保険金額を設定する場合は、長期休業補償・一年休業補償共に上記保険料と異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。

※長期休業補償で、治療と仕事の両立支援特約を付帯する場合、各タイプの後に「1」を加えたタイプとなります。⇒G11、G21、G31、G41、G51、G61、G71 年齢によっては、治療と仕事の両立支援特約のセットの有無にかかわらず、保険料が同一となる場合があります。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。また、「満了年齢の誕生日まで」がてん補期間となります。

*2 長期休業補償の保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、団体契約の始期日時点の年齢が満15歳以上満69歳以下(ただし、65歳満了型は満64歳以下、60歳満了型は満59歳以下、3年満了型は満67歳以下)の方に限ります。

*3 長期休業補償(無記名・売上高方式)にご加入の企業に所属されている場合は、長期休業補償(無記名・売上高方式)と合算し、平均月間所得の範囲内で設定ください。平均月間所得額は、直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得の平均月額をいいます。所得とは、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

*4 加入口数の設定にあたっては、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から就業不能となることにより支出を免れる金額、就業不能の発生にかかわらず得られる収入を除いてください。

(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。)

病気やケガで 「働けなくなった時」の 備え、大丈夫ですか？

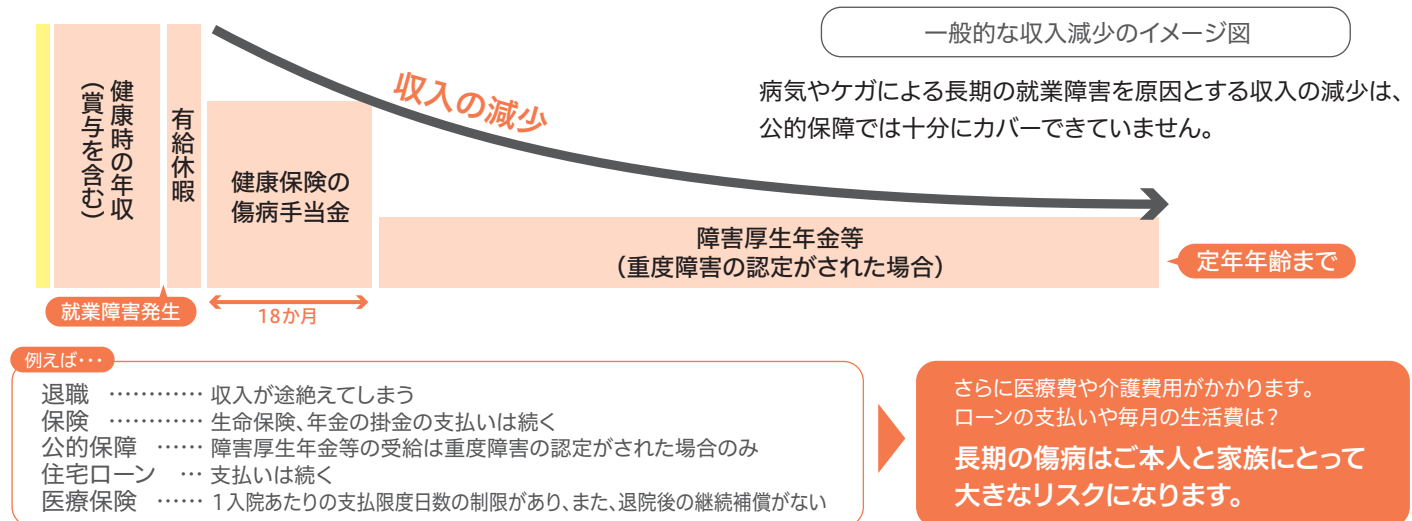
病気・ケガの
リスク

働けなくなる
リスク

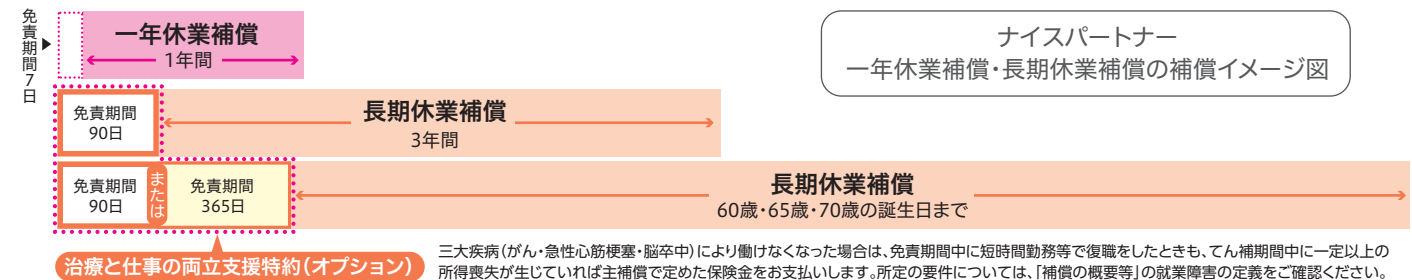
死亡のリスク

この部分の補償、
十分ですか？

もしも病気やケガで働けなくなったら…。収入ダウンは**大きなリスク**です。



病気やケガで働けなくなった場合に**一年休業補償**なら1年間、**長期休業補償**なら3年間または60歳・65歳・70歳の誕生日まで、長期休業時の**収入の減少**を補償します。



※免責期間とは、保険金をお支払いしない期間をいいます。 ※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

■ お支払い例等

一年休業補償 30口(月額30万円)に加入の従業員Aさん

うつ病で働けなくなったら…

お支払い額は… 一年休業補償部分 免責期間…7日間(4/1～4/7) 支払対象期間…4/8～3/7までの11か月と3/8～3/22までの15日間の合計

30万円×11か月+30万円×15日/30日=345万円 お支払総額 345万円

※1か月未満の就業不能については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

長期休業補償 G3タイプに20口(月額20万円)加入

脳梗塞で倒れた場合…

お支払い額は… 長期休業補償部分 免責期間…90日間 支払対象期間…13年9か月間

●免責期間90日経過後の4年9か月(全く働けなかった期間) 20万円×(12か月×4年+9か月)=1,140万円

●業務復帰後、9年間(所得半減の期間) 20万円×50%×(12か月×9年)=1,080万円

お支払総額 2,220万円

※上記は引受保険会社が作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。



介護補償

加入対象者

※詳細はP28をご確認ください。

本人 配偶者 両親

40.5% OFF!

※ 団体割引:30% 損害率による割引:15%

要介護状態になった際に**一時金**(最大**500**万円)をお支払いします。

Data.01 要介護状態初期の一時費用*1の合計

平均 約 **70** 万円

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。
[出典] (公財) 生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」

要介護状態初期に
一時的に**必要**となる
主な**費用**の目安
(自費で購入等した場合)

車イス

●自走式 — 6～19万円
●電動式 — 30～50万円

手すり

※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)
●廊下・階段・浴室用等 — 1万円～

階段昇降機

※工事費別途
●いす式直線階段用 — 50万円～

ポータブルトイレ

●水洗式等 — 1万円～4万円
●シャワー式 — 10万円～25万円

特殊寝台(介護ベッド)

※機能により金額は異なる
●15万円～50万円

移動用リフト

※工事費別途
●据置式 — 20万円～50万円
●レール走行式 — 50万円～

[出典] (公財) 生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2020年6月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

一時金は**100**万円～**500**万円の**5**つのタイプから選択

公的介護保険制度要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に介護保険金を一時金で支給します。

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

保険料

●2022年3月31日時点の満年齢の保険料をご覧ください。(割引適用済)

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、団体契約の始期日時点の年齢が、満5歳以上満84歳以下の方に限ります。

ペットネーム	介護補償(UNIT3)				
補償の種類(種目)	介護補償[本人型]				
加入タイプ	K1	K2	K3	K4	K5
保険金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
満年齢 (2022年3月31日時点)	月払保険料(円)				
40～44歳	10	20	30	40	50
45～49歳	20	40	70	90	110
50～54歳	40	90	130	180	220
55～59歳	90	180	270	360	460
60～64歳	190	380	570	760	950
65～69歳	400	790	1,190	1,590	1,980
70～74歳	830	1,660	2,490	3,320	4,150
75～79歳	1,820	3,640	5,450	7,270	9,090
80～84歳	4,190	8,380	12,560	16,750	20,940

保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



携行品損害補償

加入対象者

※詳細はP28をご確認ください。

本人 配偶者 子供 両親 親族

40.5% OFF!

※ 団体割引:30% 損害率による割引:15%

外出時、携行品の**破損**や**盗難**などを**補償**(最大**50**万円)します。

旅行中

誤ってカメラを
落として壊してしまった。

外出中

ハンドバッグを
ひったくられた。

保険料

ペットネーム	携行品損害補償(UNIT8)
補償の種類(種目)	携行品損害補償[本人型]
加入タイプ	S1
保険金額	50万円
免責金額(自己負担額)	5,000円
月払保険料(円)	150

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において、携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

NEW



ホールインワン・アルバトロス補償

加入対象者

※詳細はP28をご確認ください。

本人 配偶者 子供 両親 親族

40.5% OFF!

※ 団体割引:30% 損害率による割引:15%

「**お祝い**」を**補償**(最大**100**万円)します。

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。

保険料

ペットネーム	ホールインワン・アルバトロス補償(UNIT9)	
補償の種類(種目)	ホールインワン・アルバトロス補償[本人型]	
加入タイプ	H1	H2
保険金額	50万円	100万円
月払保険料(円)	300	600
ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、一年休業補償、長期休業補償、医療補償、がん補償、介護補償、傷害補償・個人賠償責任補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。		

他の補償と組み合わせて			楽しいゴルフ中の様々なトラブルに備えるために、一緒に加入するとより安心です!
ホールインワン・アルバトロス補償	月額保険料 300円	ホールインワンまたはアルバトロスを達成し、お祝い費用を負担するときに備える!	
傷害補償	月額保険料 500円	ゴルフ中のご自身のケガに備える!	
個人賠償責任補償	月額保険料 250円	他人の物を壊してしまったときやケガをさせてしまったときに備える!	
携行品損害補償	月額保険料 150円	ゴルフ用品の盗難や破損に備える!	

保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

携行品損害補償

ホールインワン・アルバトロス補償

付帯サービス

〈健康経営支援パッケージサービス〉

ナイスパートナーの各種補償へのご加入で、付帯サービスをご利用できます。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。 ※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

■ **メディカルアシスト** お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。 **自動セット** 役員・従業員（被保険者）向け

■ **緊急医療相談**
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■ **予約制専門医相談**
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■ **がん専用相談窓口**
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■ **がん専用相談窓口**
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■ **介護アシスト** お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。 **自動セット** 役員・従業員（被保険者）向け

■ **インターネット介護情報サービス**
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。 [ホームページアドレス] www.kaignonw.ne.jp

■ **各種サービス優待紹介***2
「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

■ **デイリーサポート** 法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。 **自動セット** 役員・従業員（被保険者）向け

■ **法律・税務相談**
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■ **暮らしの情報提供**
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

■ **痴漢被害・冤罪ヘルプコール** 【対象となる補償】弁護士費用等
（人格権侵害等）にご加入いただいた場合 **自動セット** 役員・従業員（被保険者）向け

■ **痴漢被害・冤罪ヘルプコール** 【対象となる補償】弁護士費用等
（人格権侵害等）にご加入いただいた場合 **自動セット** 役員・従業員（被保険者）向け

サービスの対象となる補償項目 〈長期休業補償〉

■ **メンタルヘルスサポート** 企業（加入者）向け

■ **休職・職場復帰支援サポート**

■ **メンタルヘルスパンフレットのご提供**

■ **ストレスチェックサービス** 全員加入*1のお客様

■ **メンタルヘルスケアセミナーの実施**

■ **メンタルヘルス電話相談** 役員・従業員（被保険者）向け
職場や人間関係に関する悩み等、メンタルヘルスについて心理相談員等にお電話でご相談いただけます。
受付時間（日・祝日を除きます。） **0120-783-503**

■ **職場復帰支援サービス** 役員・従業員（被保険者）向け

■ **キャリアコンサルタントによる支援** 全員加入*1のお客様

■ **Web学習支援サービス** 企業（加入者）向け

● Web上で「メンタルヘルスケア」「ハラスメント」といった各種講義やテストを従業員の皆様に実施することができる教育コンテンツをご提供します。
● 事業者様は、従業員一人一人の受講状況や成績情報を管理することができます。
*1 企業等の従業員等全員を被保険者とする契約

メンタルヘルスサポート、労務トラブル・経営支援サービス、職場復帰支援サービス、Web学習支援サービスについては、ご利用にあたっての条件があります。事前に東京海上日動の営業担当にお問い合わせください。

■ **ご注意** (共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1、ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるい程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

ご加入方法

法人加入・個人加入いずれもOK!

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

ご加入にあたっては「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、団体宛にご提出してください。

■ **保険期間** 2022年3月31日午前0時～2023年3月31日午後4時

■ **募集期間** 2021年12月21日～2022年3月30日
※更新契約の募集手続締切は2月末日となります。

■ **加入は毎月受付中!** お申し込み月の末日の午前0時の補償開始でご加入いただけます。

	保険期間	保険料初回振替日	保険料払込方法
3月加入	2022年3月31日午前0時～2023年3月31日午後4時まで	2022年5月27日(金)	毎月27日団体からの口座振替 *1 *2
翌月以降加入	加入手続き月の末日午前0時～2023年3月31日午後4時まで	補償開始月の翌々月27日*1	

※更新時の始期日時刻は午後4時となります。

*1 金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBSカイギョ」「MBS」等と記載されます。

*2 保険料のほかに制度維持費70円が加算されます。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

1. 同一の指定口座（法人名の口座等）から、複数人数分を引き落とす場合
役員・従業員をとりまとめ、法人や個人事業主が同一の指定口座（法人名の口座等）から、複数人数分を引き落とす場合、口座振替依頼書は1部ご提出いただければ結構です。同一の口座から保険料を引く際、保険料引去口座を設定する加入者証券番号を代表証券番号とします。制度維持費は「代表証券番号」単位で付加されます。

2. 保険料の払込猶予期間等の取扱い
保険料は始期日の属する月の翌々月振替日（原則27日）までに払込みください。払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。払込期日の翌々月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできず、ご加入を解除させていただくことがあります。
※ご加入者の故意または重大な過失がない場合に限ります。

3. 現在ご加入の方へのご加入内容に関する大切なお知らせ①
保険の対象となる方は、商工会議所会員および商工会議所会員である企業の役員・従業員本人およびそのご家族に限ります。対象となる方の範囲は補償ごとに異なりますので、詳細はP.28をご確認のうえお申し込みください。対象となる方が団体の構成員、またはご家族でなくなった場合には、取扱代理店までご通知ください。

4. 現在ご加入の方へのご加入内容に関する大切なお知らせ②

手続締切日（2月末日）までに、ご加入者の方からのお申し込みまたは保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度のパンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続き（加入依頼書のご提出等）は不要です。ただし、所得補償（一年休業補償）において被保険者の年齢・事故の発生状況等によっては、更新いただけない場合がございます。「更新しない」または、「加入内容変更」を希望される方はその旨を取扱代理店までご連絡ください。

手続締切日までに必要書類のご提出が必要となります。なお、更新時には、割引率の変更の他、保険料が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢により保険会社側から加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

告知方法

がん補償 の場合

▶ 健康状態に関する告知方法は個別告知です。

医療補償 一年休業補償 長期休業補償 の場合

▶ 健康状態に関する告知方法は個別告知と一括告知方式があります。

右記、要件を満たす場合は、代表者による一括告知で加入手続きが可能で企業の制度導入時の手続はスムーズです。（一括告知とは、企業の代表者が従業員の健康状態を一括して告知する方式です。）

■ **一括告知の適用条件**

①企業等の従業員等全員を被保険者とする*
②定期的に健康診断が行われており、企業等が従業員等の健康状態を把握することができること
③ **医療補償** 従業員が10名以上の企業等であること
一年休業補償 従業員が10名以上の企業等であること
長期休業補償 従業員が5名以上の企業等であること

* 健康状態告知書の内容により引受できない従業員は除く

介護補償 の場合

▶ 健康状態に関する告知方法は個別告知とご家族まると告知方式があります。

【ご家族まると告知】
会員・会員法人の役員、従業員の方が、加入対象となるご家族をまとめて告知いただくことが可能です。



団体総合生活保険 補償の概要等

*ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険料表」をご確認ください。

■ がん補償

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

悪性新生物および上皮内新生物のことをい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」CD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類—腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとす。良性腫瘍では子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等、この保障の補償対象とされず、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。	
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院（日帰り入院を含みます。）を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に 所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくした」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	
	がん通院保険金 がん通院保険金の補償拡大特約	がんと診断確定され、以下のいずれかの状態に該当した場合 ①診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため以下のいずれかの条件を満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■がん手術保険金の支払対象となる所定の手術のための通院であること ■抗がん剤*1による治療のための通院であること ②保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院（日帰り入院も含みます。）を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とする期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて通及して60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて365日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院（日帰り入院も含みます。）の原因となったがんの治療のための通院について425日を限度とします（①に該当する通院をされた場合、日数の限度はありません。）。 *1 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*2で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *2 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。 ※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに入院（日帰り入院も含みます。）をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。	
抗がん剤治療補償特約	保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する毎月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日より再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものとして取り扱います。 *1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかわる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。		
がん患者申出療養特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合 ▶患者申出療養*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。 *1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度における、厚生労働大臣が定める患者申出療養（患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は患者申出療養とはみなされません（保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります）。 *2 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療		
がん先進医療特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*1を受けられた場合 ▶先進医療*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療		
がん再発転移補償特約	がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。 ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。 *1 他の臓器に転移した場合に限りです。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。		

補償項目	保険金をお支払いする主な場合
がん生活支援特約	・第1回がん生活支援保険金 保険期間中にがんと診断確定された場合 ▶第1回がん生活支援保険金額をお支払いします。 ・第2回以後がん生活支援保険金 てん補期間*1中に、がんの治療を直接の目的として毎年以下の治療を受けた場合 ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ・第2回以後がん生活支援保険金額をお支払いします。 ただし、保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けなかった場合は、保険金をお支払いしません。その翌年度以降の保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けた場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から遡算した期間となります。 *1 第1回がん生活支援保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年後の応当日（10回目の保険金支払基準日*2）の前日までをいいます。 *2 1 回目は最初に保険金を支払うべき日と診断確定された日、2回目以降は1 回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

【がん先進医療特約】における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

「がん先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1については、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要となるため、遅くとも治療開始の3週間前までに（お問い合わせ先）までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることとなります。）。

*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。

・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

■ 医療補償

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目		保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
医療補償基本特約	疾病手術 保険金	病気の治療のため、 保険期間中に公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 *1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払します。 ① 重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③ ①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払します。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。			・ 地震・噴火 またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の 故意または重大な過失 によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の 故意または重大な過失 によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的見所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*
	疾病入院 保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払します。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気ををしても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。			
	放射線治療 保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療 *1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払します。 *1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。			
	退院後通院保険金特約 （傷災保持特約）	保険期間中に疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院を受けた場合 ■入院の原因となった病気やケガの診察（往診を含みます。）であること ■退院日の翌日からその日を合わせて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払します。 ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 ※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気のために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。			*1 該当した保険の対象となる方の方の数増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払うこと、その金額を削減してお支払うことがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象となります。 *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。
総合先進医療特約	総合先進医療基本保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したもののみならず。） ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払します。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りまします。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の対象になっていない療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 査定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療			
	医療時金 総合先進	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払します。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限ります。			
三大疾病・重度傷害一時金特約	病気やケガによって以下のような状態となった場合 ①保険期間中に悪性新生物（がん）*1と診断確定された場合 ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ④急死*2偶然な外来の事故を原因とした脳性重篤を医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ⑤急死*2偶然な外来の事故を原因とした腎臓機能と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ⑥急死*2偶然な外来の事故を原因とした内臓機能と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ▶三大疾病・重度傷害一時金額をお支払します。 *1 補償対象となる「悪性新生物（がん）」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。				
	悪性新生物および上記内新生物のこと 이외の、具体的に、厚生労働省大臣官房統計情報部編「癌、傷害及び死因の統計分類提要CD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類－腫瘍学（NCI監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容にもあるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「癌、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が行われた場合で、新たに「悪性新生物」または「上記内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。				
【ご注意】悪性新生物（がん）と診断確定された場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定していたときは、保険金をお支払いできません。 ※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※この特約のいずれか1つの保険金をお支払した場合には、同一保険期間中に上記①～⑥のいずれかの状態に該当したときでも保険金をお支払いできません。 ※継続契約において、保険金支払事由に該当した日からの日を含めて1年以上は、同一の保険金支払事由に該当しても保険金をお支払いできません。					

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 - ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- ※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)

- ①がんに対する開胸・開腹・開腹手術および四脱切断術 ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍摘出術、縦隔腫瘍摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】
「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに(お問い合わせ先)までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)

*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は(お問い合わせ先)までご連絡ください。

- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
- ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

傷害補償

■「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払い対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、(お問い合わせ先)までご連絡ください。

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます。) された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス、ギブスシーネ、ギプスシャーシ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用員を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
	手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1 または 先進医療*2 に該当する 所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします。*3 *1 傷の処置や接骨等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等)において行われるものに限りします。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)、なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍のみお支払いします。	・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。)
特定感染症危険補償特約		特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。) ※特定感染症とは・・・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*1または同条第8項の規定に基づく指定感染症*2をいいます。 *1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。 *2 政府により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。	等

賠償責任に関する補償

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約		国内外において 以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モーター車等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、フロッピーカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物	・ご契約者または保険の対象となる方等の 故意 によって生じた損害 ・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的故障 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊
		等	*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗竊を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

所得補償

病気やケガによって**所定の就業不能になった場合*1**に、**保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払い**します。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。)

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、(お問い合わせ先)までご連絡ください。

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約		病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して 免責期間*1 を超えた場合 ▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数)*2を乗じた額をお支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。) *2 「てん補期間」4内の就業不能の日数をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 *3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます(「家事従事者特約」をご契約される場合は183,000円となります。) *4 同一の病気やケガによる就業不能*6(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。 *5 「加え」依書籍等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額)から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。))によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。	・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能(「精神障害補償特約」がセットされるが、所定の精神障害についてはお支払いの対象になります。) ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた 最初の保険契約(初年度契約 といえます。))の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2 ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能
		等	*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払い対象となります。 *2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依書籍等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1*2をいいます。
※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合は、終日従事できない状態とはいいません。
*2 保険の対象となる方が日当、家事(炊事・掃除・洗濯・育児等)に従事する方の場合は、病気やケガの治療のための入院(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的とする入院)により、家事に終日従事できない状態をいいます(「家事従事者特約」がセットされたタイプにご加入いただく必要があります。)

団体長期障害所得補償(GLTD*1)

病気やケガによって**所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払い**します。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、(お問い合わせ先)までご連絡ください。

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約		病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して 免責期間*1 を超えた場合 ▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金=支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率(100%) ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために利益と認められる費用をお支払いします。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 *2 「てん補期間」6内の就業障害の日数をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。) *3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 *4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 所得喪失率=1－$\frac{\text{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7}}{\text{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額}}$ ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 *5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。 *6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対しては、保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。 *7 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいいます。免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。 *8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。))によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害(「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」が、セットされるため、所定の精神障害については精神障害でてん補期間*1を限度にお支払いの対象になります。) ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた 最初の保険契約(初年度契約 といえます。))の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3
		等	*1 「団体長期障害所得補償基本特約」にてん補期間にかかわらず、精神障害でてん補期間(2年)が限度となります。 *2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払い対象となります。 *3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます（定義A）。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。
*1 免責期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*1」をご確認ください。	*1 てん補期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*6」をご確認ください。 *2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 *3 所得喪失率については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*4」をご確認ください。

※「治療と仕事の両立支援特約（三大疾病用）」をセットされる場合のみ

免責期間中の「就業障害」について、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）による就業障害の場合は、以下の状態をいいます。

三大疾病に伴う上記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*1か、または一部従事することができない状態。 *1 てん補期間開始後については、全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。
--

介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、（お問い合わせ先）までご連絡ください。

介護補償項目		保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
介護補償基本特約＋公的介護保険制度運動補償部分の要介護3以上から要介護2以下への追加補償特約		保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合 ①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。		・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3	
	歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたつたまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。		等	
	寝返り	ベッド欄、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。		*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。	
	入浴 その他の複雑な動作等	次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア、車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の（ア）および（イ）のいずれにも該当する状態をいいます。） （ア）他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくははいすへ、車いすからはいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくははいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 （イ）自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ、介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。		*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払い対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知していた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。	
排せつ等 日常生活上の一部の行為	次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア、自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ、歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ、洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。				
	②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 ・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) スポンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態であること。 ア、2つ以上の行為についてできない状態 イ、できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 (1) ひどい物忘れがある。 (2) まわりのことに関心を示さないことがある。 (3) 物を盗られた等と被害的になることがある。 (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。 (5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。 (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 (8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。 (9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 (11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。 (12) 目的もなく動き回ることがある。 (13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。 (14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。 (15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。 (16) いろいろなものを集めたり、無断でもてくることがある。 (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。 (18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 (19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 (20) 食べられないものを口に入れることがある。 (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。 (22) 自力で内服薬を服用できない。 (23) 金銭の管理ができない。 (24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。 (25) 現在の季節を理解できない。 (26) 今いる場所の認識ができない。				
	▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。				

▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。
ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。

ご参考

公的介護保険制度について

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態 （寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ●要支援状態 （日常生活に支援が必要な状態）

*1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

特定疾病

主に加齢に伴う疾病である16疾病が指定されています。

1. がん[がん末期]

※（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

2. 関節リウマチ

3. 筋萎縮性側索硬化症

4. 後縦靱帯骨化症

5. 骨折を伴う骨粗鬆症

6. 初老期における認知症

7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

8. 脊髄小脳変性症

9. 脊神経根狭窄症

10. 早老症

11. 多系統萎縮症

12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

13. 脳血管疾患

14. 閉塞性動脈硬化症

15. 慢性閉塞性肺疾患

16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

*40歳以上65歳未満の人については、介護や支援が必要になった原因が特定疾病に該当しない場合はサービス利用できません。

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当（自立）	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ車の内蔵、電器の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要となる状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

財産に関する補償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	国内外において、 保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から 免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額 を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となります。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン機型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の 故意 または 重大な過失 によって生じた損害 ・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等
		*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

費用に関する補償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてバー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、 下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ■ 同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃した ホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） ■記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。 既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴キャディ等*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・バナーゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）	国内における以下のような事由について、 保険金の受取人*1が弁護士等*2への委任を行ったことにより弁護士費用を負担した場合または弁護士等*3に法律相談したことにより法律相談費用を負担した場合 ■保険の対象となる方が、急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）により、身体の障害*4または財物の損壊等*5を被った場合 ■保険の対象となる方が、不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けたことにより、精神的苦痛を被った場合*6 ■保険の対象となる方が、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けたことにより、精神的苦痛を被った場合*6 ▶1つの原因事故*7について300万円を限度に保険金をお支払いします*8。 ※弁護士等*3への委任や法律相談および弁護士等*3への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 弁護士または司法書士をいいます。 *3 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 *4 病気またはけがをいいます。 *5 損壊または盗取をいいます。 *6 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *7 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *8 弁護士等*2への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思*10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方等の 故意または重大な過失 によって生じた損害 ・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じた損害 ・差押え、取用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または競争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、おへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または 精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または 精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3 ・労働災害により生じた身体の障害*2または 精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*2 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発がん性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または 精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または 精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*2または 精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または 精神的苦痛 ・職務の遂行に関する 精神的苦痛 および職場における嫌がらせによる 精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3 ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合 ・保険契約または共済契約に関する原因事故*6 *1 保険金のお支払い対象となる原因事故*6による 精神的苦痛 によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *2 病気またはけがをいいます。 *3 損壊または盗取をいいます。 *4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2。

- 個人賠償責任補償特約
- 携行品特約
- ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- 弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償なくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険での保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。がん補償においては、更新時にがん通院保険金額（日額）の増額および減額を行うことはできません。

〔所得補償・団体長期障害所得補償〕

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約は、平均月間所得額*2以下（平均月間所得額の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。

*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払い対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

（2）保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

（3）保険料の一括払込みが必要な場合について

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者をご加入者のご契約が対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「Ⅱ-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引

4 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類

- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）

- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある。具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ① 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
 - ☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険金額*1、免責金額（自己負担額） ☐ 保険期間 ☐ 保険料・保険料払込方法 ☐ 保険の対象となる方
 - *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。
- ② 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。
また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認ください事項】	確認事項	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	がん補償	医療補償	介護補償	左記以外の補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？		—	○	○	○	○	○	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？		—	○	—	—	—	—	—
☐ 保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか？なお、保険金額*1の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。		—	○	○	—	—	—	—
●「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。 「保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？」 *3 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。		—	○	○	○	○	*3 ○	—
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？		○	○	○	○	○	○	○

- ③ 重要事項説明書の内容についてご確認ください。
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

④ 加入対象者（被保険者：保険の対象となる方）の範囲は下記のとおりです。

加入対象者（被保険者：保険の対象となる方）の範囲	所得補償	介護補償	団体長期障害所得補償	左記以外の補償
(1)商工会議所会員 (2)商工会議所会員企業の役員・従業員 (3)商工会議所の職員	○	○	○	○
(1) (2) (3)の方の家族	△ ※(4)配偶者のみ（家事従事者に限る）	△ ※(5)両親、配偶者、配偶者の両親	—	○ (6)
	(1) (2) (3)の方と同居されているご親族の方	—	—	○ (6)

(1)商工会議所会員 (2)商工会議所会員企業の役員・従業員 (3)商工会議所の職員 (4)「一年休業補償のみ」(1)、(2)および(3)の方の配偶者（家事従事者に限る）を含みます。
(5)「介護補償のみ」(1)、(2)および(3)の方の両親、配偶者および配偶者の両親を含みます。 (6)所得補償、介護補償、団体長期障害所得補償以外は、(1)、(2)および(3)の方の配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、(1)、(2)および(3)の方の同居されているご親族を含みます。
※保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1の年齢*2等の加入条件がある補償があります。各補償内容のページをご確認ください。
※介護補償では、団体の構成員の方が、保険の対象となるご家族の健康状態告知を代理で行うことができます。

■保険の対象となる方（被保険者）の範囲

ご加入いただける【型】は次のとおりです。
傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償、所得補償、団体長期障害所得補償、携行品補償、ホールインワン・アルパトロス費用補償：本人型、個人賠償責任補償、弁護士費用等補償：家族型
保険の対象となる方（被保険者）の範囲は、基本補償ごとの【型】により以下のとおりとなります。

	本人型	家族型
①ご本人*1	○	○
②ご本人*1の配偶者	—	○
③ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	○
④ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方（被保険者）に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります）。
*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。
*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】
(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。）。
①婚姻意思*3を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません）。
(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。
*3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内

www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ

0120-720-110

受付時間：24時間365日

健康状態告知事項

以下のご質問をよくお読みいただき、ご回答は加入依頼書（兼告知書）「回答記入欄」にご記入ください。

※「告知の大切さに関するご案内」を必ずお読みください。

所得補償（一年休業補償）、団体長期障害所得補償（長期休業補償）、医療補償にご加入の方

質問 1	●告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または入院が手術をすすめられていますか。	あり				
	なし					
質問 2	●告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。	あり				
	なし					
質問 3	(所得補償・団体長期障害所得補償のみ) 告知日（ご記入日）より過去2年以内に ●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）」と医師に診断されたことがありますか。 ●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）」のため、医師から検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けるように指導されたことがありますか。 (注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。 ※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例 <table><tr><td>が ん</td><td>悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫</td></tr><tr><td>上皮内がん</td><td>上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成</td></tr></table>	が ん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫	上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成	1つ以上あり
が ん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫					
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成					
	全てなし					
お引受けできます。回答をご記入のうえ、ご署名ください。						
*1 主治医が上表の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますので、ご注意ください。 *2 心房細動は補償の対象となります。						

申し訳ございませんが、お引受けできません。

がん補償にご加入の方

質問 1	今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。*1 *1 「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例	が ん 悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫 上皮内がん 上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成	あり
	なし		
質問 2	下記の質問にお答えください。（一部の「病気・ケガ」については告知の対象外となります。詳しくは P.30「[がん補償]告知の対象とならない病気・ケガ一覧」をご参照ください） ●告知日（ご記入日）より過去2年以内に、医師の診察または健康診断・人間ドックを受けた結果、服薬・入院・治療・検査をしたこと（要治療・要精密検査・1年以内の要再検査の指摘、および定期的な診察の指示を含みます。）またはすすめられたことがありますか。 ●告知日（ご記入日）より過去5年以内に、病気やケガで、「継続して7日以上」の入院をしたこと、または手術を受けたりすすめられたことがありますか。	1つ以上あり	
	全てなし		

申し訳ございませんが、お引受けできません。

お引受けできます。回答をご記入のうえ、ご署名ください。

介護補償にご加入の方

質問 1	●公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありますか。 ●現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着脱」「店での買い物」「公共の交通機関を利用した外出」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助員を必要としますか。 ●告知日（ご記入日）より過去2年以内に高血圧症もしくは脂質異常症（高脂血症）により入院をしたこと、P.30 [A表] の病気・症状であると医師に診断されたこと、またはP.30 [A表] の病気・症状のため医師の指示による検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けたことはありますか。（注）検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。	1つ以上あり
	全てなし	
お引受けできます。回答をご記入のうえ、ご署名*1ください。		
*1 ご署名欄下の注意事項をご確認の上、健康状態告知を行った方がご署名ください。		

申し訳ございませんが、お引受けできません。



ご注意事項

- 本内容は健康状態に関する回答です。ご加入いただく補償のみご回答ください。ご回答内容・ご署名はボールペンでもなくご記入ください。
- 加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償と健康状態告知書でご回答いただいた補償と異なる場合は、加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償についてのみ、ご加入のお申し込みがあったものとして取扱います。

A表 お引受けできない病気・症状

- がん（悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がん（上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成を含む）を除く）
- 心臓病（狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症を含む）
- 脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む）
- 肝硬変
- 慢性肝炎
- 慢性気管支炎
- 肺炎腫
- 慢性腎炎
- 腎不全
- 糖尿病（高血糖・糖尿病の合併症を含む）
- 白内障（手術を行った場合を除く）
- 緑内障
- 両眼の失明
- 加齢黄斑変性症
- 精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）
- 脳・神経の病気（アルコール・薬物依存を含む）
- 認知症（アルツハイマー病を含む）
- 膠原病（全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む）
- （骨折歴を伴う）骨粗しょう症
- 関節炎（リウマチ性、変形性）
- 厚生労働省指定の難病（指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方）
- 転倒による骨折 ※転倒による骨折とは、例えば歩行中や階段の昇り降りにおいてご自身で転倒したものを指します。

「がん補償」告知の対象とならない病気・ケガ一覧

消化器、口腔の病気等	●そけいヘルニア ●痔 ●虫垂炎（盲腸） ●慢性便秘 ●口内炎 ●舌炎 ●手術をしていない胆石症 ●A型肝炎（A型と確定できているものに限ります）*1 ●胃炎*1 ●胃カタル*1 ●胃酸過多*1 ●急性腸炎*1 ●急性大腸炎*1 ●胃潰瘍*2 ●十二指腸潰瘍*2
呼吸器の病気等	●ぜんそく ●急性気管支炎 ●急性咽頭炎 ●急性へんとう炎 ●慢性へんとう炎 ●へんとう肥大 ●アデノイド ●上気道炎 ●副鼻腔炎（ちくのう症） ●鼻炎 ●花粉症
運動器の病気等	●関節炎 ●四十肩 ●五十肩 ●ガングリオン ●腱鞘炎 ●脊柱側弯症 ●先天性股関節脱臼 ●オスグット病 ●変形性関節症 ●後縦靭帯骨化症 ●脊柱管狭窄症 ●坐骨神経痛 ●椎間板ヘルニア ●腰椎すべり症 ●腰椎分離症
代謝・免疫の病気等	●糖尿病 ●痛風 ●高尿酸血症 ●脂質異常症（高脂血症） ●関節リウマチ ●急性リウマチ熱*1
目・耳の病気等	●トラコーマ ●結膜炎 ●角膜炎 ●白内障 ●外耳炎 ●急性中耳炎
循環器の病気等	●不整脈 ●心房細動 ●期外収縮 ●徐脈 ●頻脈 ●心雑音 ●狭心症 ●心筋梗塞 ●心臓弁膜症 ●心肥大 ●高血圧症
泌尿・生殖器の病気等	●遊走腎 ●腎下垂 ●尿管結石 ●腎臓結石 ●膀胱結石 ●尿道結石 ●膀胱炎 ●尿道炎 ●腎のう胞*3
皮膚の病気等	●水虫 ●いんきん ●たむし ●白せん ●たこ ●わきが ●うおのめ ●いぼ ●あせも ●にきび ●しもやけ ●とびひ ●湿疹 ●接触皮膚炎 ●アトピー性皮膚炎 ●じんましん ●帯状疱疹 ●ヘルペス
女性の病気等	●妊娠 ●子宮外妊娠 ●子宮下垂 ●子宮脱 ●妊娠中毒症 ●悪阻 ●産じょく熱 ●前置胎盤 ●胎盤早期剥離 ●死産 ●切迫早産 ●切迫流産 ●早産 ●流産 ●帝王切開 ●不妊症 ●更年期障害
感染症・寄生虫病	●インフルエンザ ●かぜ ●水ぼうそう ●風しん ●はしか ●回虫 ●ぎょう虫症
ケガ	●全てのケガ（ただし、外傷が原因と特定できる場合に限ります）

*1 治療内容に関係なく現在完治している場合に限り、告知の対象外となります。

*2 入院・手術を行わずに治療し、現在完治している場合に限り、告知の対象外となります。

*3 健康診断・人間ドックによって発見されたもので、要治療との指摘を受けていないものに限り、告知の対象外となります。

告知の大切さに関するご案内

必ずお読みください。

告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）ご自身がありのままだご記入ください。*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、両親、配偶者の両親）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

告知いただく内容例*3は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
 - ② 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
 - ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無等
- *3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。
詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。（がん補償のみ）

ご注意ください。告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、<お問い合わせ先>までご連絡ください。
- 所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気、症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気、症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することに加えて、画面上に入力してください。また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、<お問い合わせ先>までご連絡ください。